

食品アクセス緊急対策事業

【令和5年度補正予算額 150百万円】

<対策のポイント>

国民の円滑な食品アクセスを確保するため、地域の関係者が連携して組織する協議会の設置や課題解決に向けた計画の策定・実行といったモデル的な取組を支援します。あわせて、先進的な事例を収集・活用等することで、当該取組の全国展開を図ります。

<事業目標>

食品アクセス確保に取り組む地域の創出

<事業の内容>

1. 円滑な食品アクセスの確保推進

食品アクセスに関する諸課題の解決に向けて行う以下のモデル的な取組を支援します。

- ①地域の関係者が連携して組織する協議会の設置
- ②関係者間の調整役（コーディネーター）の配置
- ③地域における食品アクセスの現状・課題の調査
- ④課題解決（食品アクセス困難者への食料提供の充実等）に向けた計画の策定・実行

2. 食品アクセス確保の取組の全国展開

相談窓口の設置等により、食品アクセスに関する諸課題の解決のための取組を支援するとともに、先進的な事例を収集・活用等することで、取組の全国展開を図ります。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



円滑な食品アクセスの確保

取組の全国的な普及

【お問い合わせ先】
消費・安全局消費者行政・食育課（03-6744-1971）